

個人所得税法の改正について

2011年6月30日、第11回全国人民代表大会常務委員会で中華人民共和国個人所得税法（以下、「個人所得税法」とします。）の改正案が可決され、9月1日より施行されることになりました。今回は、個人所得税法の改正の内容と、それに伴う影響について主要な点を説明いたします。

1. 改正内容

今回の個人所得税法の改正の要点は、以下の3点です（※1）。

- (1) 給料所得に関する基礎控除額の変更（増額）
- (2) 給料所得に関する税率表の変更（累進税率の簡素化—9段階から7段階へ）
- (3) 源泉徴収義務者の申告納税期限に関する変更

	変更前		変更後	
(1) 基礎控除額	2,000 RMB		3,500 RMB	
(2) 税率表	課税所得 月額	税率	課税所得 月額	税率
	500 RMB 以下	5%	1,500 RMB 以下	3%
	500～ 2,000 RMB 以下	10%	1,500～ 4,500 RMB 以下	10%
	2,000～ 5,000 RMB 以下	15%	4,500～ 9,000 RMB 以下	20%
	5,000～ 20,000 RMB 以下	20%	9,000～ 35,000 RMB 以下	25%
	20,000～ 40,000 RMB 以下	25%	35,000～ 55,000 RMB 以下	30%
	40,000～ 60,000 RMB 以下	30%	55,000～ 80,000 RMB 以下	35%
	60,000～ 80,000 RMB 以下	35%	80,000 RMB ～	45%
80,000～100,000 RMB 以下	40%			
100,000 RMB ～	45%			
(3) 申告納税期限	翌月 7 日以内		翌月 15 日以内	

2. 改正に伴う影響

(1) 給料所得に関する基礎控除額の変更について

給料所得の計算は、【(給料総額(※2) - 基礎控除額) × 税率 - 速算控除額】で行われます。改正による基礎控除額の増加は個人所得税額の減税効果となります。

なお、外国人については、これまで2,000 RMBの基礎控除額に追加控除(2,800 RMB)を加えた4,800 RMBの控除が認められていました。この追加控除の基準額は、個人所得税法実施条例に規定されておりますが、今回の個人所得税法の改正に伴う個人所得税法実施条例の改正は、今後発表されるものと考えられます(※3)。今後の情報に注意が必要となります。

(2) 給料所得に関する税率表の変更について

超過累進税率が9段階から7段階へと変更されました。①最低税率が5%から3%へ引下げられたこと、②税率10%が適用される課税所得の上限が2,000 RMBから4,500 RMBへと引上げられたこと等により低所得者に対しては減税効果となります。一方、③税率20%が適用される課税所得の上限が20,000 RMBから9,000 RMBに引下げられたこと、④最高税率45%が適用される課税所得の下限が100,000 RMBから80,000 RMBに引下げられたこと等により高所得者に対しては増税効果となります。

(※1) この他にも個人経営者等に関する税率表の変更もありますが、紙幅の関係上説明を割愛させていただきます。

(※2) 中国の社会保険料(老齢年金保険料・医療保険料・失業保険料・住宅積立金)は控除することができます。

(※3) 前回の改正(2008年3月)では、基礎控除額は1,600RMBから2,000RMBに増加したものの、追加控除額は3,200RMBから2,800RMBに減額され、外国人の控除額は4,800RMBのままで変更はありませんでした。